

令和3年6月吉日

犬山市立小中学校の保護者の皆様

犬山市教育委員会
教育長 滝 誠

情報端末家庭への持ち帰りの試行アンケートQ&Aについて

先日は情報端末家庭への持ち帰りの試行についてご理解とご協力をいただきありがとうございました。今回の持ち帰りの試行においていただいた疑問やご意見の主なものについて、以下の通り回答させていただきます。今後も学校や家庭で活用していく中で、様々な課題が出てくると思いますが、その都度改善を図ってまいります。今後も情報端末活用についてご理解とご協力をお願いいたします。

Q1：情報端末の活用の目的と今後の活用の予定は？

A1：学習の基礎基本の定着や各教科の学習を深めるために活用していきます。また変化の激しい社会を生き抜くために必要な情報収集・活用能力や問題解決能力を養う手段として、授業や家庭での課題において活用していきます。家庭での課題については、家庭環境の違いで差が出ない工夫をしていきます。

Q2：情報端末の設定方法・使い方の説明は学校で対応してもらえるのか？

A2：ヘルプデスクはございませんので、基本的には「情報端末利用の手引き」「Chromebook 自宅接続手順書」を参考に各ご家庭で対応していただくことになります。情報端末の使い方等については、今後も学校で活用する中で児童生徒に指導・支援し、説明していきます。

Q3：OPEの使い方がわからなかったが？

A3：OPE（Open Platform Education）とは情報端末にインストールされているアプリの活用状況を確認するためのソフトです。現在使用停止にしておりますので、起動できませんでした。事前の説明不足で申し訳ありませんでした。

Q4：子どもが使用する上でのルールはどうなっているのか？

A4：基本的な約束は「情報端末利用の手引き」に記載されていますが、それ以外のルールについては犬山市教育委員会や学校で検討し、今後お示ししていく予定です。

Q5：情報端末を活用するための環境が整っていない家庭はどうするのか？

A5：現在、犬山市教育委員会として情報端末本体・付属品（ACアダプタ、充電コード）以外の備品（収納ケース、タッチペン、Wi-Fi 環境 等）の配付は考えておりません。情報端末を活用のための環境整備について、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

Q6：情報端末の破損が心配だが？

A6：犬山市教育委員会ですべての情報端末に保険をかけています。紛失や破損した場合は、速やかに担任（学校）へ申し出るとともに、「情報端末利用の手引き」の様式1・2を提出すれば、無償での修理・交換が可能です。ただし故意の破損・紛失は対象外ですのでご注意ください。

Q7：ID・パスワードを忘れたり紛失したりした場合は？

A7：速やかに担任（学校）に報告してください。ID・パスワードを再発行いたします。パスワードを紛失した場合は、担任（学校）に「情報端末利用の手引き」の様式3変更届を提出すれば、新しいパスワードが発行されます。

【お問い合わせ】

犬山市役所 学校教育課
電 話 0568-44-0350
FAX 0568-44-0372